鳥取県告示第234号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年5月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 申請のあった年月日
 平成24年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人きなんせこども館
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名澤 芳雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 岩美郡岩美町大字浦富2475-33
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障がいを持つ子どもたちに対して、デイサービス及び個別相談等を行い、彼らが家族と共に健 やかに成長し、幸せな生活が送れるよう支援することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。